「麻酔科標榜許可の審査に係る医療法施行規則の一部改正の留意事項について」

（平成１７年５月２日　医政発第０５０２００４号）

【新旧対照表】

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
１　（略）	１　（略）
２　新省令第１条の１０第２項に係る基準についての留意事項 厚生労働大臣は、前項の申請書の提出があった場合において、当該医師が次の各号のいずれかの基準を満たしていると認めるときは、医療法第６条の６第１項の許可を与えるものとするとされたこと（新省令第１条の１０第２項）。	２　新省令第１条の１０第２項に係る基準についての留意事項 厚生労働大臣は、前項の申請書の提出があった場合において、当該医師が次の各号のいずれかの基準を満たしていると認めるときは、医療法第６条の６第１項の許可を与えるものとするとされたこと（新省令第１条の１０第２項）。
（１）新省令第１条の１０第２項第１号の基準について 医師免許を受けた後、麻酔の実施に関して十分な修練（麻酔指導医の実地の指導の下に専ら麻酔の実施に関する医業を行うことをいう。以下同じ。）を行うことのできる病院又は診療所において、２年以上修練をしたこと（新省令第１条の１０第２項第１号）。	（１）新省令第１条の１０第２項第１号の基準について 医師免許を受けた後、麻酔の実施に関して十分な修練（麻酔指導医の実地の指導の下に専ら麻酔の実施に関する医業を行うことをいう。以下同じ。）を行うことのできる病院又は診療所において、２年以上修練をしたこと（新省令第１条の１０第２項第１号）。
ア～ウ　（略）	ア～ウ　（略）
エ「麻酔の実施に関して十分な修錬を行うことのできる病院又は診療所」において行う「修錬」とは、次に掲げる全てを満たすものとする。 （ア）手術において行う麻酔に関する業務に週３０時間以上従事すること。 （イ）麻酔の実施を担当する医師として、修練を行う日当たり１例以上、手術において行う麻酔を経験すること。ただし、医道審議会医道分科会麻酔科標榜資格審査部会において、十分な修練をしていると認められた場合は、その限りではない。	エ「麻酔の実施に関して十分な修練」とは、手術において行う麻酔に関する業務に週３０時間以上従事している場合をいうこと。
オ～カ　（略）	オ～カ　（略）
（２）～（３）（略）	（２）～（３）（略）
３～６（略）	３～６（略）